

大阪市感染症診査協議会感染症部会 議事要旨

- 1 日時 令和6年4月4日（木）午後1時30分～
- 2 場所 保健所 第4会議室
- 3 出席者 委員 白野委員、上平委員、掛屋委員、澤田委員、
友岡委員、隈元委員
事務局 齊藤保健所保健主幹、青木保健所感染症対策課長代理

4 議 題

感染症診査協議会審査方法について

<事務局より提案>

(1) 三類感染症の就業制限に係る診査方法について（感染症法 18 条）

概ね一か月単位を基本として、各委員に勧告書等関係書類を送付し、内容を確認いただくことで協議会への速やかな報告とする。

(2) 一、二類感染症の入院勧告に係る診査方法について（感染症法 19 条、20 条）

入院勧告については、電話、FAX等を用いて各委員に報告する。入院延長については、FAX等により各委員に診査を提案し、意見を集約して報告することとする。

(3) 新型コロナウイルス感染症の入院勧告に係る診査方法について（感染症法 19 条、20 条）

令和2年4月22日付け健感発 0422 第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知により、入院勧告（5類感染症移行前）について、協議会の委員長の了承を得た上でその後開催する協議会において改めて診査を行い、入院延長については、改めて協議会を開催しないこととする。なお、今回の報告をもって令和5年度の法19条第7項報告及び20条第5項の診査とする。

以上（１）～（３）の項目について、各委員の承認を得た。